

福県医発第344号(情)

平成16年 5月14日



各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 竹嶋 康弘



平成16年度地域診療情報連携推進事業について

新緑の候 貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記事業につきまして、厚生労働省医政局より通知がなされた旨、福岡県保健福祉部より別添のとおり連絡がありましたので、ご参考までにお知らせいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





16医指第 187号
平成15年4月27日

(社) 福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部医療指導課長
(医 務 係)



平成16年度地域診療情報連携推進事業について

標記のことについて、厚生労働省から別紙のとおり事業計画の提出に係る通知がありましたので、お知らせします。

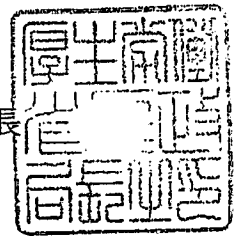
問い合わせ先 福岡県保健福祉部医療指導課 医務係 稲永 電話 092-643-3273
--



医政発第0414016号
平成16年4月14日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



平成16年度地域診療情報連携推進事業実施要綱について

地域の中心的役割を果たしている医療機関と周辺の医療機関に電子カルテを導入した医療情報ネットワークの構築にあたり、安全に電子的な診療情報を交換する際のセキュリティを重視したモデル事業を行うこととした。

事業の実施については、別紙「平成16年度地域診療情報連携推進事業実施要綱」により平成16年4月1日から行うこととしたので通知する。

なお、貴管下市町村および関係機関等に対しても、この旨周知願いたい。

平成16年度地域診療情報連携推進事業実施要綱

1. 目的

地域の中心的役割を果たしている医療機関と周辺の医療機関に電子カルテを導入した医療情報ネットワークの構築にあたり、安全に電子的な診療情報を交換するためのセキュリティを重視した事業をモデル的に実施することを目的とする。

2. 事業の実施主体

都道府県、市町村、その他厚生労働大臣が認める者

3. 事業内容

電子カルテシステムを導入した地域の医療機関のネットワーク化による診療情報の共有・蓄積を推進するとともに、医療現場における実証実験を通じて、診療情報をインターネット経由で安全に交換する際のセキュリティと現実的な運用が可能なシステムを実用化するための事業をモデル的に実施し、その効果とともに実現方法を広く公表することを事業内容とする。

4. 整備対象

電子カルテシステムを用いた地域医療連携の充実に必要な備品購入費（ネットワーク構築費、取付工事料を含む。）

5. 補助条件

- (1) 本事業を行うことにより、従来より充実した地域医療の提供体制を構築する試みが提言されていること。
- (2) すでに何らかの地域医療連携体制が行われており、かつ地域の中心的役割を果たしている医療機関に電子カルテ等の情報システムの導入がなされていること。
- (3) 構築したネットワークセキュリティの効果を検証し、公表すること。
(より有効で客観的な指標を用いること。)
- (4) 厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスター（病名、処置・手術、医薬品、検査、医療材料、症状・診察所見、生理機能検査名・所見、画像検査名・所見、看護用語・看護行為、歯科領域）のうち該当するものを使用すること。
- (5) 審査支払機関に対し、磁気テープ・フレキシブルディスク・光ディスクを用いたレセプトの電子的請求を行うこと。
なお、レセプトの電子的請求を開始した場合には、1ヶ月以内にその事実を証する書類を厚生労働大臣に提出すること。
- (6) 医療機関間で電子的に情報交換する際の規格は、下記を実装すること。
 1. HL 7 Ver. 2. 4以降およびHL 7 Ver. 3 (XML形式)
 2. DICOM規格

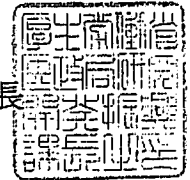


医政研究第0414001号

平成16年4月14日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局研究開発振興課長



平成16年度地域診療情報連携推進事業に係る事業計画の提出について

平成16年度における標記事業に係る国庫補助事業の執行にあたっては、当該補助事業の補助効果等を考慮し、効率的な配分を行うこととしています。

ついては、下記により事業計画を提出していただきたいので、準備方よろしく御配慮願います。

なお、事業内容については、別添「平成16年度地域診療情報連携推進事業実施要綱」及び「平成16年度地域診療情報連携推進費補助金交付要綱（案）」のとおりですが、変更となる場合があるのでご留意願います。

記

1. 研究開発振興課医療技術情報推進室所管事業（募集事業）

地域診療情報連携推進費補助金

地域診療情報連携推進事業

2. 事業計画書の様式

別添の様式にて提出願います。

3. 事業計画書の提出期限

平成16年5月25日（火）

地域診療情報連携推進事業計画書

事業区分	地域診療情報連携推進事業
------	--------------

計画年度	平成16年度
------	--------

開設者名	施設名	所在地

1. 医療施設の概要

許可病床数（平成16年 月 日現在）								
一般	療養病床	精神	感染症	結核	計	（うちICU）	（うちCCU）	
床	床	床	床	床	床	床	床	床
標 榜 診 療 科 名								
内科・心療内科・精神科・神経科・呼吸器科・消化器科・循環器科・アレルギー科・リウマチ科・小児科・外科・整形外科・形成外科・美容外科・脳神経外科・呼吸器外科・心臓血管外科・小児外科・皮膚泌尿器科・性病科・こう門科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・気管食道科・リハビリテーション科・放射線科・歯科・その他（ ）								
一日平均外来患者数			名（15. 4. 1～16. 3. 31）					
一日平均入院患者数			名（15. 4. 1～16. 3. 31）					
今回の事業を行うきっかけ（経営上の必要性、現場の要望など）								

2. 連携事業の概要

現状、全体計画、連携施設名などを具体的に

（注）施設毎に作成し、詳細な見積書、ネットワーク概念図、その他参考となる資料を適宜添付してください。また、別紙資料1～5につきましてもあわせて作成願います。

（担当：医療技術情報推進室管理係）

- (1) どのようなネットワークセキュリティを構築するのか、具体的に記載をお願いします。

(2) 電子カルテによるネットワーク化が地域医療にもたらす効果とその効果を生み出す仕組みについて、記載をお願いします。

(3) ネットワークのセキュリティの効果を検証する具体的な手法について、(2)で掲げていただいた効果ひとつに対して、

1. 評価の手法、2. 具体的な評価指標、3. 実証期間(予定)
をそれぞれ詳細に記載してください。

1. 評価の手法

2. 具体的な評価指標

3. 実証期間(予定)

H16.

～ H17.

(4) 今回事業を行う地域で、現在すでに行われている地域医療連携の概要（実績）と今後の構想（未確定なものでも結構）を記載してください。

- (5) 本事業に参加する予定の医療施設の電子カルテ導入状況および地域における医療施設の位置付けについて
(ネットワークにおける各医療施設の役割分担が明確に分かるよう中核病院とネットワーク医療機関名毎に記載をお願いします)

中核病院名 _____

○システム導入状況

- ・ システム構築会社 _____
- ・ ホスト/サーバマシン _____
- ・ 端末/クライアントマシン _____
- ・ 端末台数 _____
- ・ ネットワーク環境 (ハード・OS) _____
- ・ オーダー項目 (該当部分に○)

オーダーリングシステム				電子カルテ			
外来系システム		入院系システム		外来系システム		入院系システム	
基本		基本		基本		基本	
予約		予約		画像		画像	
投薬		投薬		検査		検査	
注射		注射		サマリー		サマリー	
検査		検査					
画像診断		画像診断					
薬剤		薬剤					
材料		材料					
その他		食事					
		その他					

・ 研究・診療DBの有無

有・無

○医療施設の地域における位置付け

ネットワーク機関名

診療科

病床数

○ネットワークにおける医療機関の役割分担

ネットワーク機関名

診療科

病床数

○ネットワークにおける医療機関の役割分担

ネットワーク機関名

診療科

病床数

○ネットワークにおける医療機関の役割分担

平成16年度地域診療情報連携推進費補助金交付要綱（案）

（通則）

1 地域診療情報連携推進費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年

厚生省
労働省

 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

2 この補助金は、電子カルテシステムを用いたネットワークを活用することにより、二次医療圏における複数の医療施設が連携をして地域の医療を提供する体制を構築することを目的とする。

（交付の対象）

3 この補助金は、都道府県、市町村及びその他厚生労働大臣が認める者が平成16年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長通知の別添「平成16年度地域診療情報連携推進事業実施要綱」に基づいて行う電子カルテシステムを用いたネットワーク整備事業を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に

1、000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（2）（1）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	電子カルテシステムを用いた地域医療連携の充実に必要な備品購入費（ネットワーク構築費、取付工事料を含む。）

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
 - ア 補助事業者が地方公共団体の場合
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合
事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管していなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、平成16年 月 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、平成17年1月31日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、6若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は平成17年4月8日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 12 特別の事情により、4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第1号様式

平成16年度補助金調書
(地方公共団体名)

国		地方公共団体						備考	
歳出予算科目	交付決定額	補助率	入			出			
			歳	科	目	歳	科	目	
			収入済額	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	予算現額	うち国庫補助金相当額	
(項) 厚生労働本省	円		円	円	円	円	円	円	
(目) 地域医療連携推進費補助金									

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額、補正予算額、補正予算額、補正予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、補正予算額、補正予算額、補正予算額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

第2号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

印

平成16年度地域診療情報連携推進費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 経費所要額調書（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
 - （1）平成16年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
（当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること。）
 - （2）その他参考となる資料

経 費 所 要 額 調 査 書

(補助事業者名)

(1) 所要額等

区 分	総 事 業 費 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差 引 額 (A) - (B)) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基 準 額 (E)	選 定 額 (D) と (E) のい ずれか少ない 方の額) (F)	国 庫 補 助 基 本 額 (C) と (F) のい ずれか少ない 方の額) (G)	国 庫 補 助 額 (G) × 1/2) (H)
平成 1 6 年度地域診療情報連携 推進事業	円	円	円	円	円	円	円	円

(補助事業者名)

(2) 支出予定額内訳

区	分	支出予定額	積算内訳
		円	

地域診療情報連携推進事業計画書

1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2 事業目的

3 整備の内容

品名	数量	単価	金額	設置場所
補助対象分		円	円	
小計	—	—		—
補助対象外		円	円	
小計	—	—		—
合計	—	—		—

第3号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

印

平成16年度地域診療情報連携推進費補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号をもって交付決定を受けた標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 国庫補助精算額 金 円

2 経費精算額調書（別紙1）

3 事業実績報告書（別紙2）

4 添付書類

（1）平成16年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本（当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること。）

（2）契約書の写し及び検収調書の写し

（3）その他参考となる資料

(補助事業者名)

[illegible]

(補助事業者名)

(2) 支出済額内訳

区	分	支出済額	支出 内 訳
		円	

地域診療情報連携推進事業実績報告書

1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2 事業目的

3 整備の内容

品名	数量	単価	金額	設置場所
補助対象分		円	円	
小計	—	—		—
補助対象外		円	円	
小計	—	—		—
合計	—	—		—

第4号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成16年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号により交付決定があった平成16年度
地域診療情報連携推進費補助金について、平成16年度地域診療情報連携推進費補助金
交付要綱5(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は
事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額(要国庫補助補助金返還相当額)

金 円

注: 別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)